

Q 懲戒処分としての始末書の不提出を懲戒処分できるか

A

1 始末書の性格

就業規則の定め方にもよるが、懲戒処分である譴責では始末書の提出を求められることが多い。この場合の始末書は、単に非違事実を報告するだけの顛末書にとどまらず、反省および謝罪の意を表明するものであることが一般的である。

通常は非違行為を反省しているので、始末書を提出することにも労働者の抵抗はない。

しかし、労働者が懲戒に不服である場合には、反省や謝罪をも求める始末書の提出を拒むことがある。使用者としても、始末書の提出がなければ懲戒処分が完結しないので、この提出に固執することになる。

2 不提出を理由とする懲戒処分の可否

反省・謝罪の意思を含む始末書の不提出を理由とする懲戒処分について、憲法が保障する内心の自由を侵害するものとして、これを無効とする考え方がある。

一方、始末書の提出を命じる懲戒処分に応じないことは服務規律違反であるとして、懲戒処分の対象とする考え方もある。

労働契約では、本来的には労務提供と賃金支払いとが対価関係にある。反省や謝罪という精神面での服従がなくても、労務提供自体は遂行できる。始末書の性格にもよるが、不提出を理由とする懲戒処分は無効となるリスクが高いといえる。

実務的には、相当な範囲内での配転・転勤などの適正な人事権の行使により対応すれば足りるであろう。